

夏の保全情報

(営繕部 保全指導・監督室)

1 「保全」は施設保全責任者の役割です。

保全の不備は、施設の不具合を招き、施設利用者や周辺の方々に被害が及ぶおそれがあります。

施設保全責任者は、事故等を防ぐためにも適正な保全を行う責任があります。

2 夏の保全

今回は、夏に気をつけていただきたい省エネと台風等について、保全情報を記載します。

政府実行計画が、平成28年5月13日に閣議決定されました。原則として、政府の各行政機関が行うすべての事務及び事業に伴い、直接的及び間接的に排出される温室効果ガス総排出量を、2013年度を基準として、2030年度までに40%削減することを目標としています。

また、中間目標として政府全体で、2020年度までに10%削減を目指すこととしています。

冷房機器は正常に運転していますか？冷房能力が落ちてきて年々電気代が増えていませんか？

電気代等の急激な使用量の増加は、「例年より高温が続く夏であった」等の原因がわかっている問題ありませんが、エネルギー使用量の確認は庁舎管理をする上で必要なことです。

省エネと節約は違います。我慢をして体調を崩すような温度管理はせず、余分なエネルギーの消費を抑え効率よく庁舎の維持管理をしましょう。

最近台風による風雨の他に、線状降水帯やゲリラ豪雨等による施設への被害が想定されます。

施設保全責任者は、風雨による施設への被害と人身被害及び第三者への損害を与えないために、建物の定期点検と支障のない状態の確認が必要です。

屋内では、建具周り・ダクトや配管等、外壁の貫通部分のシーリング材の破断・変形・損傷の状態と漏水による染み跡が無いかを確認します。

屋上では、漏水の原因となりやすい防水層の浮き、はがれ、亀裂の有無を確認し、ルーフトレン、「とい」の堆積物やゴミを除去します。

屋外では、強風等により落下・飛散しないよう、ガラリ（吸排気口）の固定状態、仕上げ材（タイル等）の剥落・浮き等、タラップ、外灯、手すり、アンテナ、高置タンク、空調屋外機等の取付部分の錆、揺れ・グラつきが無いか固定状態を確認します。

屋外排水側溝に、ゴミ・草木による障害は無いかな、樹木の枯れや倒木の恐れ、門・扉のヒビ、掲示板、庁名板、外壁に取り付けてある盤類に脱落の恐れ等が無いか確認し、危険性のある場合は、立ち入り禁止とし専門家に相談する等の

処置が必要になることもあります。

